

# ○香川県警察における文書審査に関する訓令

平成 12 年 8 月 18 日  
警察本部訓令第 30 号

改正 平成 12 年 12 月 27 日本部訓令第 41 号、平成 13 年 3 月 21 日本部訓令第 13 号、平成 13 年 11 月 1 日本部訓令第 34 号、平成 14 年 3 月 22 日本部訓令第 8 号、平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 6 号、平成 18 年 6 月 1 日本部訓令第 25 号、平成 25 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 6 号、令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号

香川県警察本部における文書審査に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における文書審査に関する訓令

香川県警察本部における法規審査に関する訓令（昭和 33 年香川県警察本部訓令第 24 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、香川県警察において起案する文書（以下「起案文書」という。）の審査について必要な事項を定めることにより、文書審査事務の合理化及び適正化を図ることを目的とする。

（所属の審査）

第 2 条 香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）の起案文書は、当該所属の長（以下「所属長」という。）の決裁を受ける前に、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第 3 号。以下「文書管理訓令」という。）第 6 条の文書管理者（以下「文書管理者」という。）が当該文書の審査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより専決することができる事務に係る起案文書のうち文書管理者を経由しないものについては、専決する者が当該文書の審査を行うものとする。

（審査上の留意事項）

第 3 条 文書管理者及び専決する者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により文書の審査を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- （1） 文書管理訓令第 16 条及び第 17 条の規定に適合していること。
- （2） 既に発出した文書の内容と重複又は競合していないこと。
- （3） 内容が適切で、かつ、配布先、部数及び保存期間が適正であること。

（総務課の審査）

第 4 条 起案文書のうち次に掲げるものについては、香川県警察本部警務部総務課長（以下「総務課長」という。）の審査を受けなければならない。

- （1） 香川県条例案、香川県規則案及び香川県公安委員会規則案

- (2) 香川県公安委員会告示案、香川県公安委員会公告案、香川県警察本部告示案及び香川県警察本部公告案であって、香川県公報に登載するもの
- (3) 香川県警察本部訓令案
- (4) 重要な事務事業の計画案
- (5) 例規案
- (6) その他香川県警察本部長が特に指示するもの

2 総務課長は、文書の審査を行うに当たって必要がある場合には、当該文書を起案した所属（以下「起案所属」という。）の文書管理者の意見を聴取することができる。

（審査手続）

第5条 前条第1項の審査を受けようとする者は、審査を受ける起案文書について所属長の決裁を受けた後、当該起案文書を総務課長へ提出するものとする。

（文書審査済の表示等）

第6条 総務課長は、文書の審査を終えたときは、当該文書の起案用紙に別記様式第2号の文書審査済の印を押印し、及び別記様式第3号の文書審査記録簿に記録するものとする。

（委員会の設置）

第7条 香川県警察本部に、法規の制定改廃等について適正を期するため、香川県警察法規審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の事務）

第8条 委員会は、香川県警察本部長の命を受けて、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる起案文書の審査並びに法令の解釈及び適用についての審議を行う。

（委員会の組織）

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長には警務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長には総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員には香川県警察本部長があらかじめ指名する者をもって充てる。

（委員長等の職務）

第10条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会への審査要請）

第11条 所属長（警察署の長を除く。以下この条において同じ。）は、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる起案文書については、総務課長の審査を終えた後に委員会の審査を受けなければならない。

- 2 所属長は、審査の対象となる起案文書の写しを添付した別記様式第4号の法規審査要請書を総務課長を経由して委員長に提出することにより委員会の審査を要請するものとする。
- 3 前項の起案文書の写しには、当該起案が一部改正の場合にあつては新旧対照表を、引用法

令条文がある場合にあってはその抜粋をそれぞれ添付するものとする。

(委員会の開催等)

第12条 委員会は、必要の都度、委員長が委員を招集して開催する。

- 2 委員長は、審査事項が急を要する場合等委員会を開催するいとまがないと認めるときは、持ち回り審査をもって委員会の審査に代えることができる。
- 3 委員長は、審査の対象となる起案文書の内容が次の各号に掲げるものに限られるものと認めるときは、委員会の審査を省略することができる。
  - (1) 法令の改正に伴い、条名等の変更又は字句の修正を行うもの
  - (2) 様式の改正を行うもの
  - (3) 組織の変更に伴い、その名称等形式的な改正を行うもの
  - (4) 関係団体又は関係機関の所在地、名称、代表者又は役員の変更に伴い形式的な改正を行うもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、従来の解釈又は運用を大幅に変更するものでないことから、委員会を開催したとしても委員が意見を述べる余地がないと認められるもの又は起案文書の修正が見込まれないと認められるもの
- 4 委員長は、前項の規定により、委員会の審査を省略したときは、当該文書の起案用紙に別記様式第5号の審査省略の印を押印するものとする。
- 5 審査要請に係る所属の起案者は、委員会に出席して起案の主旨を説明しなければならない。
- 6 審査に付議する事項に関係がある警察職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 7 委員会において必要と認めるときは、付議された事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、審査の経過において、当該審査に係る起案文書の内容に不備があると認めるときは、起案所属の所属長にその補正を求めるものとする。この場合において、委員長が必要と認めるときは、再審査を行うことができる。

(法規審査済の表示)

第13条 委員会において審査が終わったときは、起案用紙及び起案文書の原案に別記様式第6号の法規審査済の印を押印するものとする。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、香川県警察本部警務部総務課（以下「総務課」という。）において行うものとする。

- 2 総務課長は、委員長の命を受けて、委員会が行う審査の事前調査その他の必要な事務を行うものとする。
- 3 総務課長は、委員会の審査の結果について、別記様式第7号の法規審査処理票によりその状況を記録しておくものとする。

(審査文書の保存)

第15条 文書管理訓令第45条の規定にかかわらず、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる起案文書は、決裁終了後、原本を総務課で保存することとし、起案所属にあつては、その写しに参考資料及び施行文書を一括して簿冊（文書管理訓令第2条第3号の簿冊をいう。）に保存するものとする。

(押印の特例)

第16条 起案文書の決裁を文書管理システム（文書管理訓令第2条第5号の文書管理システムをいう。）により行う場合においては、第6条の文書審査済の印、第12条第4項の審査省略の印及び第13条の法規審査済の印を押すことを要しない。

附 則

この訓令は、平成12年8月25日から施行する。

附 則（平成12年12月27日本部訓令第41号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月21日本部訓令第13号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月1日本部訓令第34号）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第8号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日本部訓令第6号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月1日本部訓令第25号）

1 この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

2 改正前の香川県警察における文書審査に関する訓令に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月21日本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日本部訓令第2号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(別記様式 省略)